

確定申告関係書類の様式変更等について

1 様式変更の内容

(1) 消費税の還付申告に関する明細書【登録番号記載欄の追加】

令和5年10月のインボイス制度の開始後においては、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、課税仕入れに係る帳簿及びインボイス発行事業者から交付されたインボイスの保存が必要となるため、事業者の方が行う課税仕入れについて、請求書や契約書等の取引関係書類を通じて仕入先の登録番号を把握されるものと考えられます。

このため、消費税の確定申告関係書類のうち、「消費税の還付申告に関する明細書」の課税仕入れに係る事項について「取引先の登録番号」の記載欄を設けることといたしましたので、同明細書の作成に当たりましては、取引先の登録番号の記載をお願いいたします。

なお、取引先の登録番号を記載していただければ、取引先の名称（氏名）及び所在地（住所）の記載を省略しても差し支えないことといたします。

(2) 所得税収支内訳書（一般用）及び法人税勘定科目内訳書の一部様式（注）【登録番号又は法人番号記載欄の追加】

所得税及び法人税の確定申告関係書類のうち、納税者等の利便性向上の観点から、取引先の記載を要する欄について、登録番号又は法人番号を記載していただける欄を設け、取引先の登録番号又は法人番号を記載していただければ、取引先の名称（氏名）及び所在地（住所）の記載を省略しても差し支えないことといたします。

(注) 対象となる勘定科目内訳明細書

- ・受取手形の内訳書
- ・売掛金（未収入金）の内訳書
- ・仮払金（前渡金）の内訳書/貸付金及び受取利息の内訳書
- ・固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書
- ・支払手形の内訳書
- ・買掛金（未払金・未払費用）の内訳書
- ・仮受金（前受金・預り金）の内訳書/源泉所得税預り金の内訳
- ・土地の売上高等の内訳書
- ・地代家賃等の内訳書/工業所有権等の使用料の内訳書
- ・雑益、雑損失等の内訳書

(3) 所得税青色申告決算書（一般用）【取引先記載欄の追加】

令和5年分確定申告から、納税者の方の申告がより適正なものとなるよう、また、これまで以上に効果的かつ効率的な税務行政が実現できるよう、所得税収支内訳書（一般用）と同様、取引先の記載欄を追加するよう様式改訂を行います。

なお、上記(1)及び(2)同様、登録番号又は法人番号を記載していただける欄を設

け、取引先の登録番号又は法人番号を記載いただくことで、取引先の名称（氏名）及び所在地（住所）の記載を省略できるようにして事務負担軽減を図ることとしています。

（注）上記（2）及び（3）については、売上先等の登録番号又は法人番号を把握している場合に記載いただくものであり、予め把握していない場合には記載いただく必要はありません。

2 スケジュール

【対応予定時期】

新様式の国税庁ホームページへの掲載時期：令和5年6月

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナー対応時期

令和5年9月下旬頃（消費税）

令和6年1月（所得税）

令和6年3月（法人税）

なお、e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーにおいて確定申告関係書類を作成する際に、登録番号又は法人番号を入力するだけで、取引先の名称等の項目が自動表示されるよう改修を予定しております。

【連絡先】

所得税の様式について

国税庁 課税部 個人課税課 鈴木 憲太郎

電話 03(3581)4161 内線3749

法人税の様式について

国税庁 課税部 法人課税課 高橋 良輔

電話 03(3581)4161 内線3710

消費税の様式について

国税庁 課税部 消費税室 坂部 康大

電話 03(3581)4161 内線3156

国税庁 課税部 軽減税率・インボイス制度対応室 西 公

電話 03(3581)4161内線 3151

改定イメージ①(消費税 還付申告に関する明細書)

(改定点)

- 3 課税仕入れに係る事項(2)及び(3)に「取引先の登録番号」欄を追加する(個人事業者用の例)。

【現行様式】

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区分	② 決算額 (税込・税抜)	③左のうち課税仕入れにならないもの	(①-③) 課税仕入高
事業所得	仕入金額 (製品製造原価) ①	円	円
	必要経費 ②		
	固定資産等の 取得価額 ③		
	小計 (①+②+③) ④		
不動産所得	必要経費 ⑤		
	固定資産等の 取得価額 ⑥		
	小計 (⑤+⑥) ⑦		
	所得	仕入金額 ⑧	
	必要経費 ⑨		
	固定資産等の 取得価額 ⑩		
	小計 (⑧+⑨+⑩) ⑪		
課税仕入高の合計額 ⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑬	⑫の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			

※ 継続的な取引先については、当該期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所(所在地)
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			
・	・			

4 令和 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

【改定案】

記載欄の追加

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区分	② 決算額 (税込・税抜)	③左のうち課税仕入れにならないもの	(①-③) 課税仕入高
事業所得	仕入金額 (製品製造原価) ①	円	円
	必要経費 ②		
	固定資産等の 取得価額 ③		
	小計 (①+②+③) ④		
不動産所得	必要経費 ⑤		
	固定資産等の 取得価額 ⑥		
	小計 (⑤+⑥) ⑦		
	所得	仕入金額 ⑧	
	必要経費 ⑨		
	固定資産等の 取得価額 ⑩		
	小計 (⑧+⑨+⑩) ⑪		
課税仕入高の合計額 ⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。		
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑬	⑫の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得(取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の登録番号	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				

※ 1 継続的な取引先については、当該期間中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。

2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下⑬において同じ)。

(3) 主な固定資産等の取得(1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取得年月日等	取引金額等 (税込・税抜) 円	取引先の登録番号	取引先の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				

4 令和 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

